



### 目次

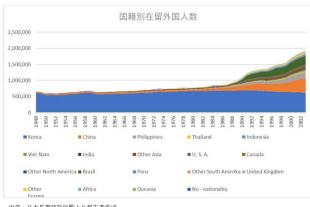


- 外国人労働者が増加する背景
- 2 制度論の整理と脆弱性要因による分析
- 3 移住労働者の脆弱性とその対応
- 脆弱性を利用しない/利用させないために企業ができること

### 外国人労働者へのニーズの背景



終戦直後から1980年代まで、日本では外国人労働者の受入れは大きな規模では行われていなかった。高度成長期の旺盛な労働力需要を、国内の広域的かつ学校と接続した職業紹介により対応した。



出典:日本長期統計総覧より報告者作成

### 外国人労働者へのニーズの背景

Global HR Strategy

国内の豊富な若年未熟練労働者の労働市場への参加は、1990年代まで、毎年60 万人規模で存在した。しかし、1990年代に入り、急速に減少した。

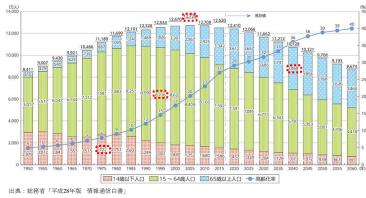


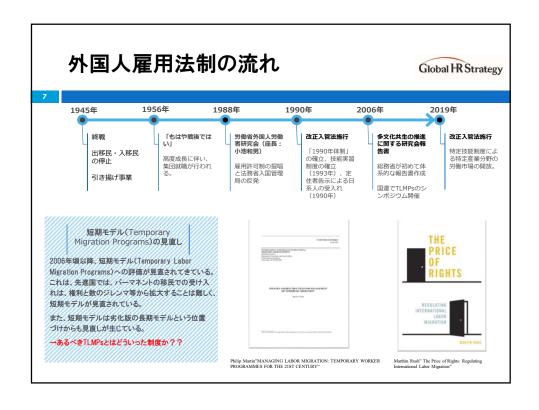
出典:日本長期統計総覧(出典:各年度の文部省『学校基本調査』) より報告者作成

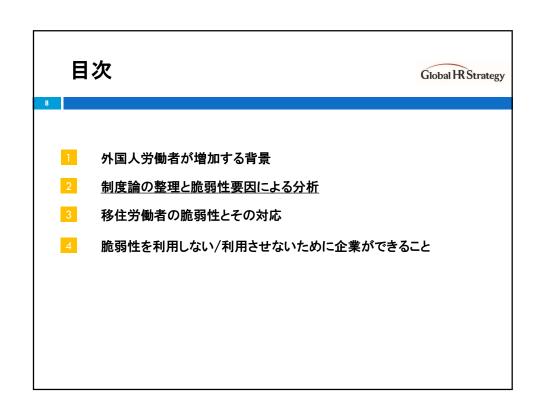
### 外国人労働者へのニーズの背景

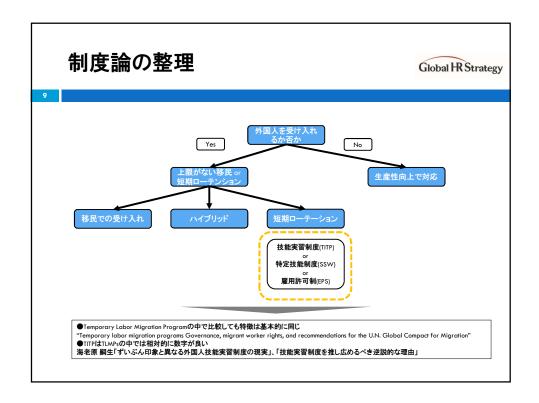
Global HR Strategy

■ 1990年代に、日本の労働市場への新規参加者の基本的構造は変化し た。この構造は変わりがないので、外国人雇用へのニーズのトレンドも変 わらない。









### 脆弱性要因モデルとは

Global HR Strategy

- 移住労働者の問題は、問題の原因を「技能実習制度」、「特定技能制度」、「雇用 許可制(EPS)」といった受入国の制度を中心に考えても解決しない(問題と制度 の因果関係が不明確)。
- 移住労働者が脆弱な立場に置かれる要因は、国境を越えること、言語、性別、 制度等多岐に渡る。
- 移住労働者の脆弱性を作り出す要因を特定し、可能な限りその要因を取り除くとともに、脆弱性を利用しない/利用させない仕組みを作ることが大切。
- 脆弱性要因による分析モデル(the determinants of migrant vulnerability (DOMV) model)について述べるものとして"IOM Handbook on Protection and Assistance to Migrants Vulnerable to Violence, Exploitation and Abuse"(IOM、2019)がある。

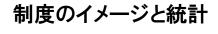
### 制度に横断する原因例

Global HR Strategy

11

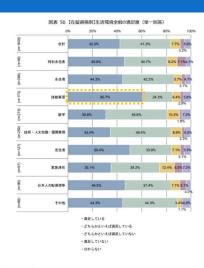
- ・雇用許可制の実態(明らかになった点、上記4つの評価ポイントについて)
- ・1)雇用許可制下において「非公式費用(賄賂・斡旋手数料)」や「民間ブローカー費用」が発生しており、100万円近い借金を背負って韓国へ入国している労働者が存在する。
- ・2)労働市場への影響を抑えるため労働市場テストを実施しているが、韓国人労働者の採用実績は1%程度にとどまる。韓国人労働者の中には外国人労働者の流入により雇用機会の縮小等の影響を受けている層が存在する。
- •3)賃金、労働時間、住居環境等において、外国人労働者が劣悪な環境で就 労・生活を強いられている実態が存在する。
- ・4)勤務先変更が制度としては準備されているが、実質的な利用は難しく、法令違反をして変更せざるを得ない状況がある。また、非正規滞在者数・割合は年々増加しており、勤務先から離脱し、非正規滞在化している労働者も一定割合存在する。

加藤真「現地調査からみる韓国・雇用許可制の実態「フロントドア」からの受入れてもみられるブローカー、入国前借金、厳しい労働環境」 https://www.murc.lp/report/rc/policy\_rearch/polits/seiken\_210514/

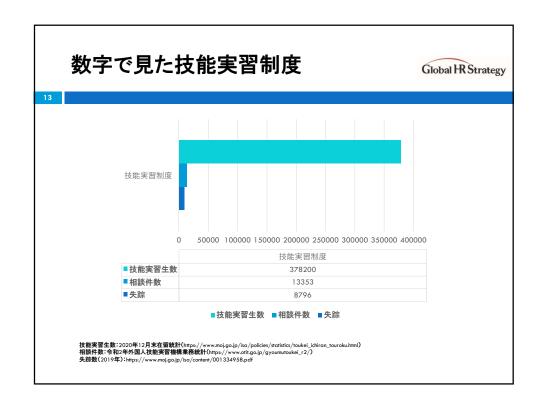


Global HR Strategy

12



令和 2 年度 在留外国人に対する基礎調査 報告書 https://www.moj.go.jp/isa/content/001341984.pdf



### 労働関係法令について(実習実施者)

Global HR Strategy

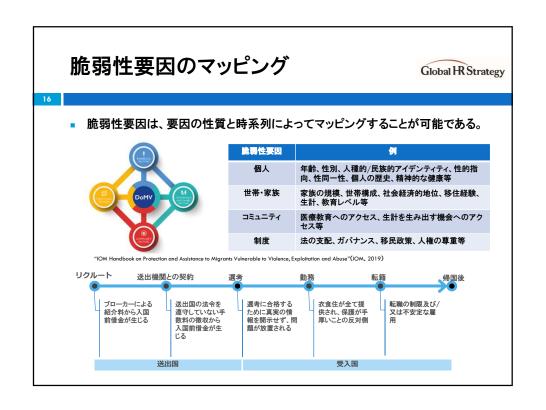
14

違反が多い項目:厚労省「外国人技能実習生の実習実施者に対する令和2年の監督指導、送検等の状況を公表します」

⇔日本人のみを雇用する事業場との比較で見た場合、技能実習生を採用する事業場の方が数字が良いという論文がある。

違反項目	件数
安全基準(安衛法20条~25条)	1,974(24. 3%)
労働時間(労基法32条、40条)	1,275(15. 7%)
割増賃金の支払い(労基法37条)	1,261(15, 5%)
賃金の支払い(労基法24条)	842(10.4%)
就業規則(労基法89条)	720(8. 9%)
衛生基準(安衛法20条~25条)	608(7, 5%)
労働条件の明示(労基法15条)	559(6, 9%)
賃金台帳(労基法108条)	493(6, 1%)
健康診断(安衛法66条)	441(5. 4%)
年次有給休暇(労基法39条)	365(4, 5%)
法令等の周知(労基法106条)	320(3, 9%)
時間把握(安衛法66条の8の3)	292(3.6%)

# **目次** 1 外国人労働者が増加する背景 2 制度論の整理と脆弱性要因による分析 3 日本に向けた移住労働者の脆弱性とその対応 4 脆弱性を利用しない/利用させないために企業ができること



### 移住労働者の脆弱性



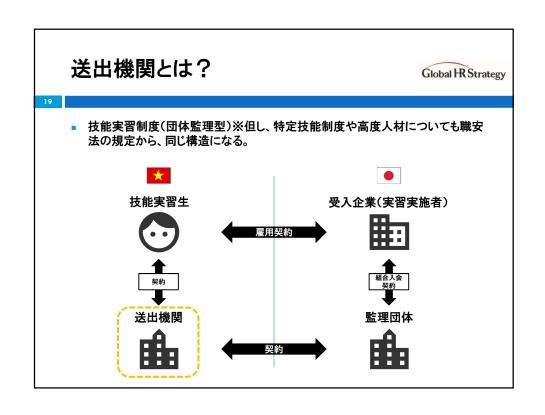
17

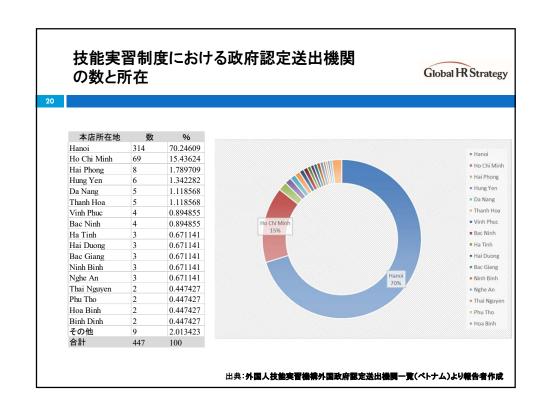
- 移住労働者の脆弱性要因は①移住労働者固有の脆弱性と②日本人と共通する 脆弱性がある。
- 移住労働者雇用の脆弱性要因の例は、高額な移住費用と入国前借金等。
- 日本人と共通する脆弱性要因の例は、非正規雇用における雇用の不安定さ等。
- 移住労働者の脆弱性は、この①移住労働者固有の脆弱性×②日本人と共通する脆弱性のかけ算で脆弱な立場になりやすくなっている。

### 移住労働者の脆弱性メカニズム(例1)



- 高額な入国前借金がある場合、帰国ができず、また転職が制限されることが多いため、人権侵害が生じた場合でも、権利を回復する手段を取ることができない。
- 高額な入国前借金があり、また、正規の方法で転職や在留の延長ができない場合、非正規在留となることがあるが、非正規在留となった場合、公的な救済メカニズムの範囲ではなくなり、より脆弱な立場に立たされる。
- 非正規在留となった後は、法令に違反すると知りつつ必要性に迫られて偽造在 留カードを購入する等の手段をとることがあるが、法令に違反すると、さらに脆弱な立場に立たされる。





# 海外労働者の出身地域 出身地

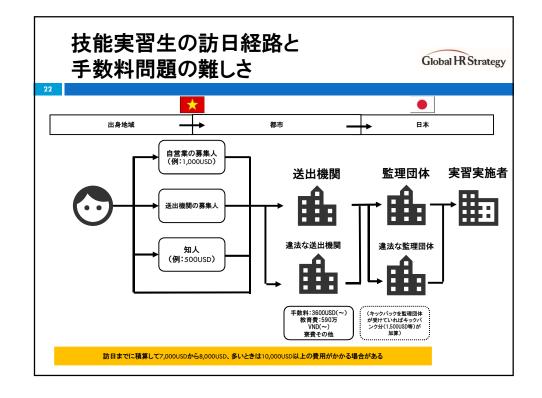
Global HR Strategy

Nghe An Hai Duong 16,547 14,389 Ha Tinh 11,194 Thanh Hoa 8,119 6,963 6,289 Bac Giang Hanoi Quang Binh 6,029 5,923 5,389 Thai Binh Phu Tho 4,190 3,910 3,520 3,402 2,007 Hung Yen Nam Dinh Hai Phong Bac Ninh Thai Nguyen Ha Nam 1,912 Ho Chi Minh 1,886 1,740 Ninh Binh 1,682 1,275 Vinh Phuc Quang Tri Ben Tre 1,188 Vinh Long 978 Dak Lak 706 Quang Ngai 575 Yen Bai 316

- 技能実習生としての訪日者の統計ではなく、ベトナム から海外(日本以外)へ渡航する労働者の出身地域で ある。
- IOMの分析によれば、紅河デルタ地帯、北中部地域、 北湾岸地域の出身者が多くなっているが、出身地域が 南部へ移行していることも指摘されている。

出典:「Viet Nam Migration Profile 2016」IOM 2017 **原資料:**: DoLAB, MoLISA, Document No.1379/QLLDNN-PCTH dated 16 September 2015 and Document No.821/QLLDNN-PCTH dated 17 May 2016. Data for 2016 was undated in March 2017)

undated in Marte 2017 参考文献: 令和2年3月国立社会保障・人口問題研究所『アジア諸国からの労働力送 り出し圧力に関する総合的研究(第一次)報告書』



### 移住労働者の脆弱性メカニズム(例2)

Global HR Strategy

23

- 日本のメンバーシップ型雇用では正社員が産業組織の中心であり、メンバーシップの外縁である非正規労働者の保護が不足している。
- 移住労働者は非正規雇用となるため、非正規労働者と同等の労働条件になる。
- 非正規労働者は権利を擁護する仕組みへのアクセスが制限されている。

### 日本の雇用慣行と移住労働者

Global HR Strategy

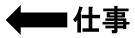
24

■ 外国人の採用はジョブ型採用に馴染みやすい

日本型採用(メンバーシップ型)

- ①先にメンバーとなる人を採用する
- ②人を仕事に配属する



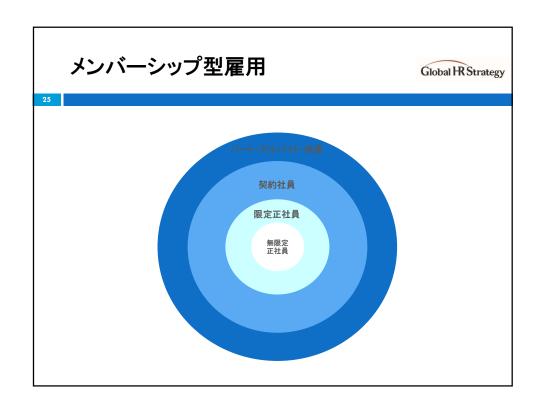


ジョブ型採用

- ①先に仕事が存在する
- ②仕事に人を配属する







### メンバーシップ型雇用における 限定正社員とは?

Global HR Strategy

26

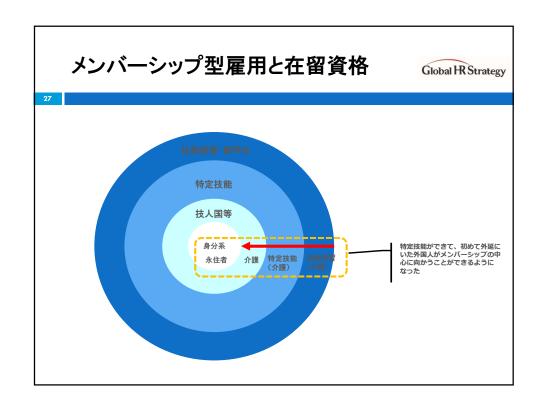
・ジョブ型は労働契約により労働条件が特定された雇用形態ということ、しかし日本では、無限定=包括的合意が、一つの契約パターンに過ぎないのに「基本形」と認識されているので、ジョブ型はそこからの「逸脱」とみられる

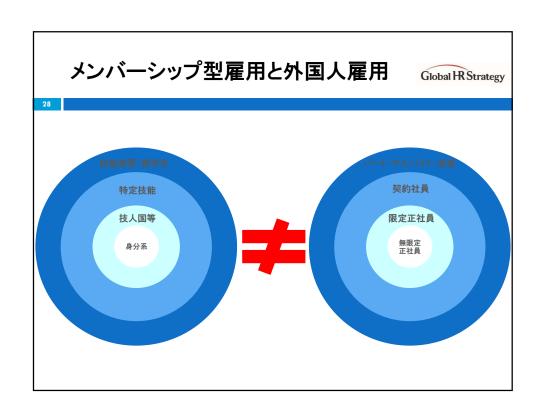
無限定正社員こそが「正規」であり、それが企業の基幹的地位に在る、との認識があるかぎり、ジョブ型であろうと限定であろうと修辞句がついた正社員は「非正規」の亜流に過ぎない。

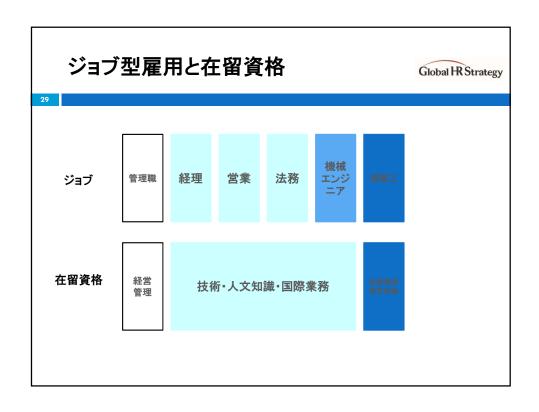
- ・キャリア形成の展望がないと「正社員」の魅力がなくなる
- ・ジョブ型正社員制度が適正に展開するための前提条件として、職務内容が労働 契約自体によって明確化されること、横断的な労働市場が熟成すること、交渉力 が高まること、キャリア形成の支援があること、無限定正社員を頂点とする階層的 人事構造がフラット化すること。

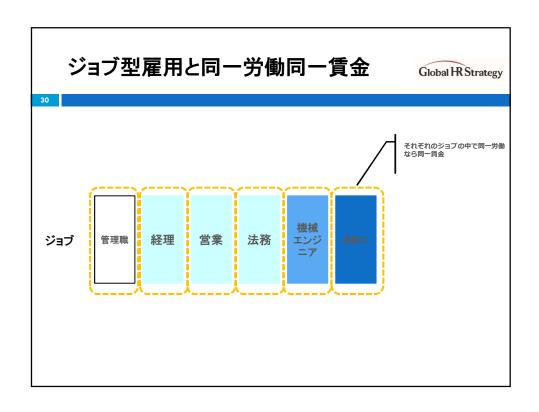
規制改革推進会議 会議情報 > 第5回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第 第5回保育・雇用ワーキング・グループ 議事次第 明治大学法科大学院 野川教授 提出資料

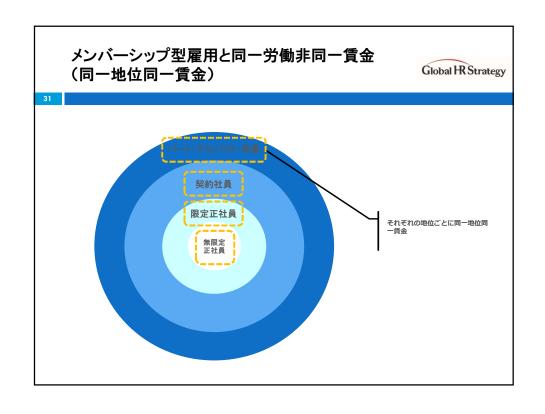
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20181109/agenda.html

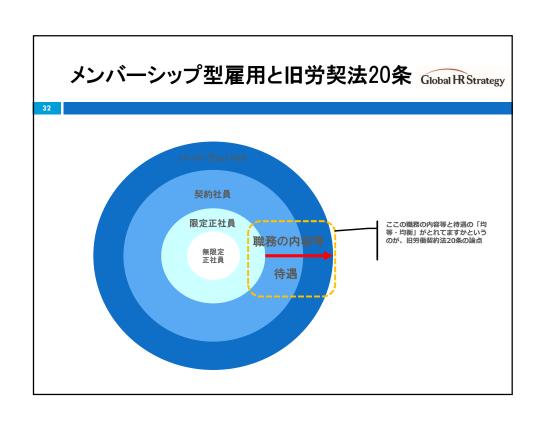


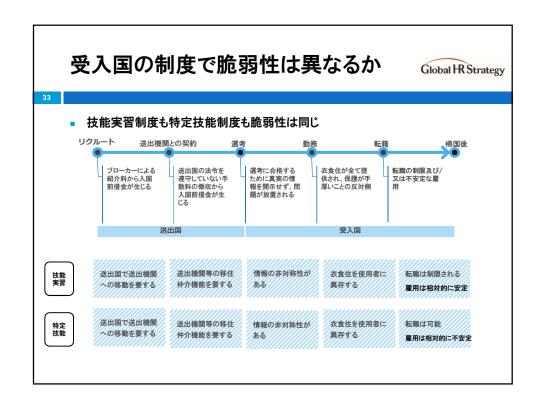












### 受入国の制度で脆弱性は異なるか

Global HR Strategy

- 技能実習制度 or 特定技能制度 or 別の制度といった形での受入国の制度論は、移住労働者の脆弱性を中心に置いて検討していない。
- また、パーマネントな受入れを行えば解決するという問題でもない(ex:日系人と 脆弱性)。
- 国際労働移動、特に、出稼ぎという事象を正面から見て、国境を越える労働移動における移住労働者の脆弱性を軽減する仕組みを考える必要がある。

## 目次



3

- 1 脆弱性要因モデルとは
- 2 日本に向けた国際労働移動と脆弱性
- 3 脆弱性を利用しない/利用させないために企業ができること

### 入国前借金についての対応

Global HR Strategy

- RBAの行動規範を採用する企業のサプライヤーが、RBAの行動規範を含むCSR 条項により、技能実習生が負担してきた費用の技能実習生への返還を求められ るケースがある。
- また、体力のある企業は、自社で直接雇用している技能実習生からヒアリングを 行い、費用の返還をしている。
- 費用を負担することで仲介者を利していないか?
- 費用を負担することが根本的な解決につながるのか?

### 権利救済へのアクセスの改善

Global HR Strategy

37

- 漁船漁業職種では受入れ船主の団体、例えば漁業協同組合や船主組合が労働組合との間で労働協約を締結し関係労使の協議を円滑に促進することが定められている。
- 対話救済メカニズムに産業別労働組合が関わる仕組みも考えられる。
- その他に、国際労働移動の過程において、送出国と受入国の協力により、それ ぞれのプロセスにおいて分担して権利救済のアクセスを確保することができな いか。

### まとめ

Global HR Strategy

- 国際労働移動が送出国地方部→送出国都市部→受入国→送出国という移動を伴うものであるため、移動プロセス全体における移住労働者の脆弱性を把握する必要がある。
- パーマネントな受入れ>短期ローテーションモデルといった受入れ制度ではなく、移住労働者の選択と脆弱性を中心に考える必要がある。
- 脆弱性要因を取り除く工夫が重要であり、この工夫はお金がかかるものからお金がかからないものまである。
- 脆弱性要因を全てなくすことはできない。脆弱性要因を利用しない/利用させないという基本的な行動規範を確立できることこそが重要。

### ご質問等

Global HR Strategy

39



ご連絡先 〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目19番8 号 赤坂2丁目アネックス2階 弁護士法人Global HR Strategy GHRS法律事務所 杉田 昌平 03-6441-2996 sugita.shohei@ghrs.law

ご清聴、ありがとうございました! ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。